主

原判決中、被告人両名に関する各有罪部分を破棄する。

本件公訴事実中、被告人両名がA外数名と共謀のうえ、昭和三九年一二月一四日午後七時ごろ、大阪市 a 区 b 町 c の d 番地 A 1 株式会社 A 2 支店構内に駐車してあつた同会社所有の営業用大型貨物自動車二台を搬出運行して窃取し、もつて威力を用いて同会社の右自動車の管理使用を妨げて同会社の業務を妨害したとの点について、被告人両名は無罪。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人徳永豪男、同前川信男、同井関和彦、同北条雅英共同 作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は大阪高等検察庁検察官 検事田中義雄作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第二、刑法二三五条の解釈適用の誤りの主張について

所論は、要するに、原判決は、被告人Bほか五名の自動車二台を乗り出し運行した所為が窃取にあたるとして窃盗罪の成立を認めたが、右認定判断は窃取の要件である「占有の侵奪」および「不法領得の意思」についての解釈を誤り、その結果刑法二三五条を誤つて適用したものであつて、その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである、というのである。

そこで、記録および原審で取り調べた証拠ならびに当審における事実取調べの結果を検討するに、関係証拠によれば次の事実を認めることができる。

一、 被告人両名は、昭和三九年一二月当時、いずれも静岡市 e 町 f 番地に本店を置くA 1株式会社(以下、会社と略称する。)の従業員で、大阪市 a 区 b 町 c の d 番地所在の会社A 2 支店に勤務し、かつ、会社の従業員によつて組織されるA 3 労働組合A 4 支部(以下、組合または第一組合という。)の組合員で、A 2 支店勤務の組合員で組織される組合のA 5 分会に所属し、被告人B 1 は組合の執行委員兼 A 5 分会長を、被告人B はA 5 分会の執行委員をしていたものである。

二、当時、会社は、本店のほかA6、A7、A8、A9、大阪の各支店と七つの営業所を置き、営業用貨物自動車二三二両を保有して、東京・大阪間の一般路線貨物自動車運送事業および静岡県を事業区域とする一般区域貨物自動車運送事業を行つていた。会社は、東京都に本社を置くA10株式会社のいわゆる子会社であり、その株式は、A10および同社役員によりすべて所有され、代表取締役はA10の取締役が兼務するほか役員はすべて同社からの出向社員によつて占められ、その経営の実権はA10にある状態であつた。組合とA10とは、直接表立つて労働条件などにつき交渉したことはなかつたが、内々では時折接触していた。

条件などにつき交渉したことはなかつたが、内々では時折接触していた。 三、組合は、昭和三九年一一月中旬ごろ、会社に対し、同年の年末一時金としてA3労働組合A11地方本部傘下各組合の統一要求額である一人当り五万五、〇〇円の支給を要求し、同地方本部傘下の他組合とともに交渉を続けていたところ、会社は、同月三〇日に第一次回答として二万八、〇〇〇円を、さらに同年のの人会社は、同月三〇日に第一次回答として二万九、一〇〇円を提示したが、右二万九、一〇〇円金額は同年の夏期一時金より一〇〇円増にすぎず、前年の年末一時金より一万二、金額は同年の夏期一時金より一〇〇円増にすぎず、前年の年末一時金としてののの〇〇円余り低額であり、集合交渉を行つていた他社の回答額と比較しても相当であったため、組合としては、会社の経営不振を理由とする右低額回答には、合うであったため、組合としては、会社の経営不振を理由とする右低額回答には、一〇日から二四時間のストを連続し、事実上無期限ストの状態にはいった。

五、 組合の執行部は、前記スト突入後も会社側と賃上げの交渉を重ねていたが、会社側の態度に一向に進展がみられないため、いわゆる親会社であるA10の経営者と直接交渉する必要があるとし、その方法として示威のため会社の営業物自動車一台に各三名ずつ乗車して大阪から二台、名古屋から三台、浜松から二台、沿津から二台、静岡から一〇台をそれぞれ乗り出し、これらを連ねて東京都にあるA10の本社に乗り付けることを決定し、一二日一三日の団体交渉の席上で、会社側に対し、会社の営業用貨物自動車を連らねてA10の本社に行き、年末一時金の要求を行う旨通告した。これに対し会社側は、その席で、そのような行動に出ないよう要望し、さらに翌一四日には社長名義で組合執行委員長あての、会社の放いよう要望し、さらに翌一四日には社長名義で組合執行委員長あての、会社の放いよう要望し、さらに翌一四日には社長名義で組合執行委員長あての、会社の放下を会社の許可なく無断で使用、管理することのないよう警告する旨の文書を同委員長に交付した。

一六、 組合の副執行委員長A15は、右組合決定に従い、同月一三日午後六時ごろ、A5分会長の被告人B1に電話して「各支店、営業所から車を出してA10の本社に抗議に行く。大阪からは車二台を出し、一五日午前七時三〇分までに東京のA16営業所に集合してほしい。」旨指令し、被告人B1はA5分会役員らと協議して人選し、最終的に会社の自動車運転手などをしている被告人B、A17、A18、A19、A20、A21の六名(以下、被告人Bらという。)の組合員をA2支店構内にある営業用貨物自動車二台(登録番号「静〇う〇△×□」および「静〇支店構内にある営業用貨物自動車二台(登録番号「静〇う〇△×□」および「静〇支店構内にある営業用貨物自動車二台(登録番号「静〇方〇△×□」および「静〇方□○△×」で、いずれも東京・大阪間の運行の用に供されていたもの。以下、本件自動車という。)に分乗させて東京に派遣することを決定し、被告人Bらもそれぞれこれを承諾した。

一以上の事実関係に基づき、まず、被告人Bらの本件自動車の乗り出し運行の所為が会社の占有を侵害したものであるかどうかを判断するに、A5分会の組合員らは、スト突入後、A2支店構内にあつた本件自動車を含む関連はこれら自動車が会社側によって搬出されないよう監視しており、および会社側には事実上できない状況にあったが会社は、組合のスト突入といか直接及びうるA2支店構内にあったこと、および会社は、組合のその保管いたが直接及びうるA2支店構内にあったこと、および会社は、経してその人とにかが自動車のキーと車体検査証をできる限り回れないよう監視していたこれら自動車のキーとはできるといったことは明らからは、と告れていたの自動車に対する占有の意思を乗り出しまければならない。原判決のこの点に関する認定判断は結局正当である。

そこで、次に、被告人Bらの本件自動車の乗り出し運行の所為が不法領得の意思によるものであるかどう〈要旨〉かを判断する。およそ窃盗罪の成立に必要な不法領得の意思とは、権利者を排除し他人の物を自己の所有物と〈/要旨〉同様にその経済的用法に従いこれを利用しまたは処分する意思をいい、永久的にその物の経済的利益を保持する意思であることを必要としないとされ(最高裁判所昭和二六年(れ)第三四七号同年七月一三日第二小法廷判決・刑集五巻八号一四三七頁参照)、他方、単に一時使用のため他人の物を自己の所持に移すにすぎないときは不法領得の意思を欠きいわゆる使用窃盗罪を構成しないとされている(大審院大正八年(れ)第二

八一五号同九年二月四日判決・刑録二六輯二七頁参照)ところ、使用窃盗が不可罰とされるのは、使用後返還の意思があり、かつ、その使用が一時的であつて所有権 ないしこれに準ずる本権の権利者を完全に排除する意思によらない場合に限り、不 法領得の意思がないとされることによると解するのが相当である。そして、自動車 などの乗物の使用窃盗については、一般的には短時間、短距離の使用に限つて権利 者を排除する意思がないとされ、長時間、長距離の使用は、権利者を排除する意思 によるものとされるのであるが、その使用者が権利者に雇用されている者であり、 また平常は権利者から業務を行うため乗物の占有をゆだねられている者であるなど 権利者および乗物との間に特別の関係を有する場合には、使用時間、走行距離の長 短だけでなく、右のような特別の関係およびそれと当該使用との関連性などをも考慮したうえで、その使用が権利者を完全に排除する意思によるものであるかどうか を判断するのが相当である。このような見地に立つて本件についてみるに、被告人 Bらの意図した本件自動車の乗り出し運行は、大阪から東京までを往復しようとし たもので、その使用時間、走行距離は決して短時間、短距離であるとはいえないのであるが、次のような諸事情、すなわち、被告人Bらはいずれも会社の従業員で自 動車運転手などであつたところ、本件当時その所属する組合はストに入つていたこ と、会社側は組合のストのためA2支店構内にあつた本件自動車を含む営業用貨物 自動車を運行させることは事実上できない状態にあつたこと、被告人Bらの本件自 動車の使用目的は、組合の指令により親会社に赴いて賃上げ要求をするにあたり示 威のため会社の自動車を連らねて乗り付けようとしたものであること、本件自動車 は平常は東京・大阪間の路線の運行の用に供せられているものであり、被告人Bら が運行しようとした区間は右路線内であつて、その集合場所は会社のA16営業所、行先きは東京の親会社A10本社であつたこと、組合はあらかじめ会社側に対し、各支店、営業所から会社の営業用貨物自動車を乗り出してA10の本社に賃上 げ要求に行く旨を通告していたこと、被告人Bらは本件自動車を乗り出して運行 中、組合の指令によりその運行を中止することになつたが、会社のA7支店A22 作業所に乗り入れて留め置いており、その結果間もなく会社側にその所在が確認されていることなどの事情を考慮すると、被告人Bらの本件自動車の乗り出し運行は、会社の意思に反し、その本件自動車に対する占有を侵害したものではあるが、いまだ会社の所有権を完全に排除する意思によるものであつたとまでは認められないまだ。 い。したがつて、右所為は、不法領得の意思を欠くため窃盗罪を構成しないものと いわなければならない。なお、原判決は、被告人Bらが本件自動車の乗り出し運行 にあたり会社の給油券を使用してガソリンスタンドて給油したことを本件自動車に 対する不法領得の意思を認定する事情として説示しているが、その給油か不法な領 得行為であつたとしても、それは別個に評価されるべきことであつて、それを本件 自動車に対する不法領得の意思の有無を判断する事情とすることは正当でないと考

以上のとおりであつて、原判決が、被告人Bらの本件自動車の乗り出し運行について不法領得の意思を認定し、被告人両名を窃盗罪に問擬したことは、事実を誤認し、ひいては法令の適用を誤つたものであり、その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は結局理由がある。

よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 戸田勝 裁判官 梨岡輝彦 裁判官 野間洋之助)